

◎新潟県訓令第5号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（監理員）</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、係長、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の河川管理担当の事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門幹、技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門幹、技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p>	<p>（監理員）</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の<u>係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の河川管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の河川管理担当の<u>課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の河川管理担当の<u>課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p>